

困難女性支援法がめざす〈支援〉に求められる「公共性」とは何か**－「性的人格権を基点とする包括的な生活権擁護型公共性」の定立へ－**

○十文字学園女子大学 片居木 英人 (001716)

〔キーワード〕 売春防止法・困難女性支援法（略称）・婦人保護事業

1. 研究目的

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（略称：「困難女性支援法」）が2022年5月19日、第208回国会において成立した。この新法は1956年制定以来一度も抜本的改正がないままに現在にまで到ってきた売春防止法「改正」という意味において、大きな歴史的意義を有するといえるだろう。旧来の「婦人保護事業の対象者」は、通達行政の拡大解釈および次々に成立した関連立法によって、要保護女子（売春防止法）から暴力被害女性（DV防止法）、被害女性（ストーカー規制法）、人身取引被害者（刑法、人身取引対策行動計画）というように、その範囲は“継ぎ足されながら”拡大されてきたのであった。

本発表は売春防止法改正という今回の立法政策を踏まえ、売春防止法の有していた「売春性・転落危険性に焦点化する保護更生的公共性」の質的転換の意味について、婦人保護事業〈以後〉の「困難な問題を抱える女性への支援事業」（仮称：女性支援事業）に求められる新たな「公共性」定立として、そのあるべき方向性を探究することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究の視点および方法については、発表者自身による認識枠組みについての再検討を試みるという視点をもって、さらに考察を加えるという方法によって進めることにする。

発表者はこれまで、売春防止法を根拠とする婦人保護事業の公共性を「売春性・転落危険性に焦点化する保護更生的公共性」と把握してきた。しかし立法時の法的事実や立法者意思の時代から六十数年を経て、社会経済・家庭・文化等の構造が変容してくる中で、DV、性暴力、貧困、虐待、居場所の喪失等々の生活困難の中に置かれ支援を必要としている女性（その子を含んで）への、必要な支援が届けられていない実態に対しての新たな法的仕組みづくりの必要性と社会的要請が、緊急で実効性を求める政策上の問題として浮上してきていた。こうした今日的状況や背景にあって、「困難女性支援法」は成立したものである。それでは、本法が予定する「女性支援事業」とはいったい、どのような「人権視点を有した公共性」をもって展開されていくべきなのであろうか。

発表者はこの課題に関し、「売春防止法の創造的展開－女性福祉基本法への構想」としてこれまでに、「売春性、転落危険性に焦点化する保護更生的公共性」から「性的自由権を中心とする包括的な人権保障型公共性」への組換えという基本視点を提起してきた。さらに現代における婦人保護事業の存在意義としては、「人間の尊厳、とくに性的尊厳の面に着目し、性的自由権と生存-生活権の安定度・不安定度、それらの関連性・連動性、共振性を包括的にとらえ、危険にさらされ、現代的貧困のなかで阻害・侵害されている人権状況を構造的に把握し、福祉的対応の展開過程のなかで、クライアントの人権回復と生活援助を

目指すところにあると考えられる。」と論じたことがある（片居木英人「女性と福祉－婦人保護事業の理論構築に向けて」一番ヶ瀬康子編『21世紀社会福祉学』有斐閣, 1995, 247 - 249頁）。

3. 倫理的配慮

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程、とりわけ第7条（知的所有権の侵害の禁止）、第9条（剽窃・捏造・改竄の禁止）規定の遵守。

4. 研究結果

現在においても、上記の基本的認識構造が変わるところはない。しかし、「性的自由権」として提示しそれに付与した定義については変更を加え、意味内容を拡大させ深めることにした。すなわち、性的自由権を「性的人格権」とし、「セクシュアリティという人格に関する人権」という点を明確にさせた。もちろん、「ジェンダーに敏感な視点の定着と深化」（ジェンダー平等）も当然にそこに含ませながら、性的人格権について「人間の、個人としての性的尊厳に基づく性的自由（強制、脅迫、恐怖からの自由）や性的自己決定（自立、自律、自治への自由）を基本本質として、本人の望まないいっさいの暴力性を排除していく自由権、ジェンダーとしてだけではない、生物学的性別・性自認・性的指向による違いを理由とする差別的取扱いの是正をめざしていく平等権、多様性の尊重という視点から積極的で多面的な施策を要求していく社会権、これらの権利を集合させた、セクシュアリティという人格価値についての、個人にとっての固有の権利」と再定義することとした（片居木英人『現代社会と人権－「共生」を考えるための15講－』法律情報出版, 2021, 30 - 31頁）。

その上で、新法がめざす女性支援事業の公共性を、「性的人格権を基点とする包括的な生活権擁護型公共性」として定立させることを提案したいと考える。すなわち、その場合の公共性の意味内容は「性的人格権と生存-生活権の安定度・不安定度、それらの関連性・連動性、共振性を包括的にとらえ、危険にさらされ、現代的貧困のなかで阻害・侵害されている人権・権利状況を構造的に把握し、包括的な政策・施策の展開過程のなかで、支援を必要とする女性（その防御も含んで）の生活部面についての人権保障および権利擁護（回復も含めて）を目指すところにある」というものになる。

5. 考察

「性的人格権を基点とする包括的な生活権擁護型公共性」という把握は、女性の福祉や人権の尊重、男女平等の実現という価値理念を当然に含むものであるが、それだけではなく、売春防止法が指向した普遍的な「人間の尊厳」（＝「性的尊厳」）原理を「性的人格権」擁護として、困難女性支援法に発展的に継承させ得る点に着目したとき、有効な一視座を提供するものとなるだろう。また、公娼制度廃止運動から売春防止法成立へ、さらに今回の困難女性支援法成立へという人権史的展開の観点から捉えたときに、女性支援事業にとって新たに定立される「公共性」は、前進的意義を有するものと評価できるであろう。